会 費 持 口 数 基 準 表

А										
資本金によるもの (本社関係)										
資 本 st	資 本 金		口数		金額					
100万円	未満	1口	以上	6,	000円	以上				
100万円	以上	2□	"	12,	000円	"				
200万円	"	3□	"	18,	000円	//				
300万円	"	4口	"	24,	000円	"				
500万円	"	5□	"	30,	000円	"				
1, 000万円	"	10口	"	60,	000円	"				
2, 000万円	"	15口	"	90,	000円	"				
3, 000万円	"	20口	"	120,	000円	//				
5, 000万円	"	25口	"	150,	000円	"				
1億円	"	30口	"	180,	000円	"				
資本金によるもの(支店、出張所、営業所、工場等の出先関係)										
3, 000万円	未満	2□	以上	12,	000円	以上				
3, 000万円	以上	3□	"	18,	000円	"				
5, 000万円	"	4口	"	24,	000円	"				
1億円	"	5□	"	30,	000円	"				
5億円	"	8口	"	48,	000円	"				
10億円	"	10□	"	60,	000円	"				
50億円	"	15□	"	90,	000円	"				
100億円	"	20口	"	120,	000円	"				

В										
従業員数によるもの										
従業員数		П	数	金額						
5人	未満	2□	以上	12, 000円	以上					
5人	以上	3□	"	18, 000円	"					
10人	"	4口	"	24, 000円	"					
20人	"	5	"	30, 000円	"					
30人	"	7口	"	42, 000円	"					
50人	"	10□	"	60, 000円	"					
100人	"	13□	"	78, 000円	"					
200人	"	15口	"	90, 000円	"					

(注) 算定口数の出し方

- (1) 一般会員は、A (資本金による口数) +B (従業員数による口数) =算定口数を原則とし、これに諸般の事情を勘案して決定する場合がある。
- (2) 個人企業は、B表によるが諸般の事情を勘案して決定する場合がある。
- (3) 本社、本店等の場合の従業員数は、支店、出張所、営業所、工場等を含めた全従業員数とする。
- (4) 支店、出張所、営業所、工場等の場合の資本金による会費基準は別表による。 従業員については、その支店、出張所、営業所、工場等の従業員数による。
- (5) 資本金、従業員の数は毎年4月1日現在とする。 増資および従業員数増の事業所は、次年度よりその 増資後の資本金および従業員数をもって持口を算定 する。
- (6) 従業員数は経営者、家族従業員、季節労働者、パート等も含む。
- (7) 組合および団体の持口数は、3口以上とする。